

誰もが働きやすい職場づくりを

ワーク・ライフ・バランス

推進事業助成金

ワーク・ライフ・バランスの取組を実施する北広島市内の中小企業等の事業主に対しその費用の一部を助成することにより、本市のワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することを目的としています。

助成金額

上限10万円

(助成率 1/2)



交付要件

- 市内に事業所又は事務所を有していること。
- 市税の滞納がないこと。
- 事業主又は会社法に規定する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法その他の労働関係法令を遵守していること。
- 社会的信用を損なうおそれがあると認められる行為を行っていないこと。

※事業主が資本金又は出資金を国又は地方公共団体から受けている場合を除きます。



○対象事業

- ・従業員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査
- ・従業員の育児、介護従事、健康管理等に関する実態調査
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する従業員向けの研修
- ・テレワーク等固定的な就業環境に捉われない多様な働き方の導入
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に係る就業規則等の見直し
- ・育児休業又は介護休業の復帰支援
- ・その他市長が認めるワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組

○助成対象経費

研修・講演の講師謝礼、社労士報酬、委託料、研修時の会場使用料など

○助成金交付までの流れ

①助成金交付申請書等の提出	②決定通知	③事業実施	④完了報告書等の提出	⑤助成金額の確定	⑥交付
---------------	-------	-------	------------	----------	-----

※概算払や決定後に事業を変更する場合は、ご相談ください。

○提出書類（申請時）

- ・助成金交付申請書
- ・事業計画書
- ・経費の配分調書
- ・誓約書兼同意書
- ・その他市長が必要と認める書類

○提出書類（事業完了後）

- ・完了報告書
- ・助成対象事業を実施したことが確認できる書類
- ・領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

○ 申込先・お問い合わせ

北広島市役所 市民環境部 市民参加・住宅施策課

住 所：北広島市中央4丁目 2 番地1

電 話：011-372-3311(内線4122) FAX:011-372-3850

メール：jutaku@city.kitahiroshima.lg.jp